

## WTO非農産品市場アクセス交渉会合の概要

### 1. 日時、場所

平成18年4月18日（火）～21日（金）於：WTO本部(スイス・ジュネーブ)

### 2. 出席者

経済産業省小川通商機構部長、鳩山通商機構部参事官、水産庁長畠漁政部参事官他

### 3. 会合の概要

#### (1) モダリティ関連事項の議論

主要三要素（関税削減方式の係数、途上国向け柔軟性、非譲許品目の扱い）、その他の周辺の事項（特惠浸食の扱い、LDC諸国の扱い等）について議論。技術的な事項については若干の収斂が見られたものの、特に、具体的数値については、各国とも従来の立場を繰り返し、実質的な議論には立ち入らなかった。品目カバレッジについては、脚注により異なる扱いを行う品目を明示した合意リスト方式（注）が議長より提示されたが、相当数の国が引き続き検討するとしつつも、懸念を示した。

（注）海草類について、NAMA対象としたいとの我が国の主張に関連

#### (2) 今後の取り進め方に関する議長提案

21日、今後の進め方について、議長より次のような説明があった。

- ・ NAMAに関し、より早い時期のモダリティ確立のため、7月上旬までの9週間、モダリティ案の具体的な書きぶり、関税削減方式の係数などの具体的数値（シミュレーション作業を活用）について、議論を加速させる必要。
- ・ 香港閣僚宣言によるモダリティ案の報告期限（4月末）に関しては、5月初めにも開催が見込まれるTNCに向けて、議長として、NAMA交渉の現状を踏まえ、主に主要三要素以外の周辺の論点について関係国から出された提案を簡潔にとりまとめるとともに、交渉の現状報告案を作成する。来週にはこれらの案を示す予定。

#### (3) 分野別関税撤廃・調和の個別分野の非公式自主的会合

個別分野ごとに非公式自主的会合が開かれた。林水産物に関する会合では、主催国（林産物はカナダ、水産物はNZ）より、提案文書案（品目の範囲、クリティカル・マスの水準、最終目標税率、途上国への特別かつ差異のある扱い（S&D）等）について説明がなされた。なお、今回の会合では、我が国の水産物IQも含め、非関税障壁について特段の議論はなかった。